

令和5年度使用教科用図書の採択要領

1 基本方針

神戸市教育委員会（以下「教育委員会」という）は、学習指導要領及び神戸市小学校教育課程基準、神戸市中学校教育課程基準、神戸市立高等学校教育課程編成の手引き、神戸市立特別支援学校教育課程編成の手引等に則して教科用図書（以下、教科書）に関する調査研究を行い、適正かつ公正に採択する。採択後は、採択結果など採択に関する情報の公表を行い、開かれた採択を推進する。

文中の小学校には、義務教育学校前期課程を含み、中学校には義務教育学校後期課程を含む。（以下同じ）

2 採択までの手続き

(1) 小・中学校、小・中学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部

小学校、小学校特別支援学級及び特別支援学校小学部は、令和元年度に採択し、令和2年度より使用している教科書を継続使用する。（次回、令和5年度採択）※6年度から使用

中学校、特別支援学級及び特別支援学校中学部は、令和2年度に採択し、令和3年度より使用している教科書を継続使用する。（次回、令和6年度採択）※7年度から使用

ただし、新規一般図書については、障害のある児童・生徒の実態に応じた最も適切な教科書を採択するため、教科書調査委員会を設けて毎年調査し、教育委員会事務局に報告する。教育委員会事務局は、教育委員会に報告書を提出する。

(2) 高等学校及び特別支援学校高等部

各学校に、校長を委員長とする教科用図書選定委員会を設け、毎年自校の教育課程に則した教科書を選定し、校長が教育委員会に報告する。なお、特別支援学校高等部においては、障害のある生徒の実態に応じた最も適切な教科書を採択するため、校長が一般図書も併せて毎年、選定・報告する。

3 採択事務に関する情報公開について

教科書採択の公正確保のため、「教科書調査委員会」、「教科用図書選定委員会」の名簿と教育委員会会議の会議録等は採択終了まで非公開とし、その後公開する。

4 教科書の展示

関係法令「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則、第5条第2項の規定」の定めるところにより、一定の場所及び期間を定め、教科書を法定展示する。